

障がい福祉サービス事業所等のための 防災計画策定の手引き（素案）



平成25年2月

福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課
障がい者施設支援課

～目 次～

1	はじめに	・・・・・・・・・・P	1
2	防災計画策定に当たっての留意点	・・・・・・・・・・P	1
3	防災計画（モデル例）に関する解説	・・・・・・・・・・P	2
4	行動手順の掲示について	・・・・・・・・・・P	13
5	参考		
	障がい福祉サービス事業所等における非常災害対策	・・・・・・・・P	14
	福岡市の防災情報	・・・・・・・・P	15

1 はじめに

指定障がい福祉サービス事業所（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護サービスを除く），障がい者支援施設，地域活動支援センター及び福祉ホームでは，障がい福祉サービスに係る指定基準等に基づき，非常災害に関する具体的な計画を立て，通報・連絡体制を整備し，それらを従業者に周知しなければならないこととされています。また，障がい福祉サービスに係る指定基準は福岡市の条例によって定め，平成 25 年度から施行することとなりますが，非常災害対策については，平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災の教訓を踏まえ，非常災害対策の具体的計画の中で安全確保のための行動手順及び利用者・従業者への災害対策の周知方法について記載するとともに，安全確保のための行動手順について掲示しなければならないこととしました。

本手引きは，福岡市の障がい福祉サービスの指定基準等を定める条例の施行を踏まえ，条例に対応した非常災害対策に関する具体的な計画を策定するためのモデル例を作成し，解説したものです。

本手引きに掲載しているモデル計画などを参考にしながら各施設の設備や利用者等の状況に応じ，計画を策定してください。

本手引きを活用し，普段から，サービス提供中に災害が起きた場合の利用者の安全確保対策について整備し，いざという時のために備えましょう。

2 防災計画策定に当たっての留意点

○利用者の障がい特性を踏まえた計画

避難時や，災害に関する情報の伝達時に利用者の障がい特性を踏まえた行動手順が必要です。

○定期的な計画の見直し

防災訓練等，機会をとらえて，計画の見直しをしましょう。

○計画の策定は従業者全体で

防災計画は，利用者の障がい特性や，施設の設備，備品の状況に至るまで，施設内のさまざまな状況を想定する必要があることから，担当者が事務的に策定するのではなく，全従業者の意見を聞きながら策定していきましょう。

○シンプルかつ具体的な内容

防災計画は，従業者の誰もがどう行動するかわかるよう，図表や箇条書き，色分けなどの手法を用い，シンプルかつ具体的で見やすいものとなるようにしましょう。

3 防災計画（モデル例）に関する解説

「〇〇事業所」防災計画（モデル例）

第1 計画策定の目的

この計画は、福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第73条及び福岡市障がい福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準第8条の規定に基づき、非常災害時の関係機関への通報、連絡体制、安全確保のための行動手順並びに計画に関する利用者及び従業者への周知方法を整備するための非常災害に関する具体的計画として策定し、利用者及び従業者の安全を確保し、災害（震災、風水害）が起きた場合の被害の防止及びその軽減を図ることを目的とする。

第2 平常時の対策

1 災害時の体制の整備

(1) 役割分担

災害が起きた場合に備え、総括責任者の下に情報収集・連絡班、救護班、安全対策班、物資班を定め、役割分担表（別紙1）を作成し、年に1回更新する。

(2) 召集・連絡体制

災害時に従業者の召集が速やかに行えるよう、防災連絡体制一覧表（別紙2）及び緊急連絡網（別紙3）を作成し、年に1回更新する。

また、関係機関へ連絡を速やかに実施するため、防災関係機関等緊急連絡先一覧表（別紙4）を作成し、年に1回更新する。

利用者の連絡先に関する利用者情報一覧表（別紙5）を作成し、年1回更新する。

消防団や近隣住民との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを努める。

(3) 消防計画の届出と防災設備等の整備点検

消防法に基づく消防計画について所轄の消防署へ届出を行う。また、消防法令に基づく消防用設備等（スプリンクラー等）の有資格者による定期点検を実施するとともに、防災物品（カーテン、寝具等）の整備を行う。

2 従業者の召集・参集基準

夜間及び休日時の災害の場合における従業者の召集・参集基準を作成し、年に1回見直しをする。

3 災害時の避難方法・避難の可否に係る基準

(1) 避難の基準

事業所の外へ避難する場合の基準を作成し、年に1回見直す。

(2) 避難方法

災害種別に応じた避難場所、避難経路、避難方法を定め、年に1回見直す。

建物毎に策定することが望ましい（サービス毎に作る必要はない。）

計画策定の根拠・目的を明記する（モデルは指定障がい福祉サービス事業所の例）

災害時の役割分担、召集・連絡体制については、必ず年1回更新すること。

策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするため必要

消防計画やスプリンクラー等の消防用設備については、14ページ参照

4 備品・設備

(1) 備蓄物資・災害時必需品

非常時に備え、飲料水、生活用水、利用者の特性に応じた非常用食糧、衛生用品、医薬品等を備蓄するとともに、備蓄品リスト（別紙6）を作成し、6か月に一度点検する。

(2) 設備の定期的な点検

災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、施設、設備の安全対策チェックリストを作成し、1年に一度点検する。

5 防災訓練

防災訓練は、具体的な災害を想定し、それに対応した、災害時の役割への配置、招集参集基準に基づく連絡、避難の基準に基づく判断、及び計画に定める避難経路、避難方法に基づく避難訓練を年2回実施する。

避難訓練の中では特に、避難場所や避難経路、連絡方法、避難基準等の妥当性について確認するとともに、自力で避難が困難な利用者に対する避難・救出方法を確認し、夜間を想定した避難訓練についても定期的実施する。

また、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板web171の使用訓練を行う。

（毎月1日、15日は体験利用が可能 web171：<https://www.web171.jp>）

6 本計画に関する周知方法

福岡市独自基準

本計画に関し、従業者、利用者及びその家族に対する周知を徹底するため、計画の概要について掲示板に掲示するとともに、従業者に対し本計画に基づく防災に関する研修を年に1回以上実施するなどの措置を実施する。

防災訓練は、災害の具体的な想定をしながら実施し、その結果について振り返りを行い、必要に応じ、計画の見直しを行うこと。

防災訓練は、災害の具体的な想定をしながら実施し、その結果について振り返りを行い、必要に応じ、計画の見直しを行うこと。

第3 火災時の行動手順

福岡市独自基準

1 火災発見時の対応

(1) 火災を知らせる

人が発見した場合は、大声で周囲に知らせるとともに、非常ベルのボタンを押す。自動火災報知設備等が作動した場合は、受信機が示す地区表示灯の場所と警戒区域一覧図を照合して確認し、現場へかけつける。また、現場に急行する際は、消火器、懐中電灯、マスターキー等を携行する。

(2) 通報をする

火災を発見したら、直ちに119番通報を行う。火災通報装置による場合は、ボタンをしっかりと押し、119番応答ランプが点滅したことを確認する。

通報するときは、火災発生現場の位置と目標及び火災状況及び避難状況を落ち着いて知らせる。

2 初期消火

消火器等で燃えているものに向けて消火する。但し、天井に火が届くようになった時は避難する。

3 避難誘導

(1) 避難方法

①放送設備または携帯用拡声器を使用して火災の発生を知らせつつ、従業員が各室を回り口頭で避難誘導等を行う。

②火災が発生した場所に応じ、あらかじめ想定していた避難場所に避難させる。

(2) 避難状況の確認

屋外の安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字をふまえて、正確に確認する。逃げ遅れた者がいないか確認する。

4 被害状況の確認

避難者の状況を確認をしながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。

ケガ等に対して応急的な措置を施しつつ、病院での診察・診療等が必要と思われる者については病院への搬送を行う。

5 消防隊への情報提供

現場に到着した消防隊に、「出火場所」、「避難状況」、「逃げ遅れた入居者」、「施設の構造」等の情報を提供する。

第4 震災時の行動手順

福岡市独自基準

1 発生時の対応

(1) 揺れを感じたら(まずは自分の身を守る)

地震発生から揺れがおさまるまでは、自分の身を守ることを優先する。(机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる。落下物・転倒物から、特に頭部を守る。ドアを開けて非常脱出口を確保する。あわてて外に飛び出さない。エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し停止した階でおりる。閉じこめられたら、非常ボタンを押して救助を待つ。)

(2) 揺れがおさまったら(安全確保等)

大きな揺れがおさまったら、従業員は、利用者が安全な場所へ避難できるように、必要な出口や通路の安全性の確保や、出火防止のための措置、医療機器を利用している利用者へは電源の確保等を速やかに行う。

① 避難経路等の確保

i) 戸が閉まらないように近くにあるものをはさみ込む。

ii) ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、安全な避難経路を確保する。

② 出火防止のための措置

- i) 直ちに火元の点検をする。
- ii) 電気器具のプラグをコンセントから抜く。ブレーカーを切る。
- iii) もし、出火を発見したら
 - ア) 大声で火災の発生を知らせる。火災報知器を押す。
 - イ) 火災が発生している場合には、通報・避難・消火に努める。(消火器、消火栓、バケツ等による初期消火の実施)但し、天井に火が届くようになった時は避難する。
 - ウ) 電気火災は感電の心配があるので、まずブレーカーを落として、電源を遮断してから消火する。
 - エ) 消えたように見えても、残火や余熱で再び燃えることがあるので、消火器を具備した要員を配置して、再発火に備える。

③ ガス漏れ対策

- i) ガス漏れがないか確認する。
- ii) ガスの元栓を閉める。

④ 施設内の安全確保等

- i) 倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置する。
- ii) 負傷者がいたら救急措置をとり、必要に応じて応援を求める。
- iii) 建物内の安全対策が十分で津波等の危険性がない建物では、各自安全な場所で待機する。
- iv) 建物の崩落等の危険を発見したら、大声で周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないように指示するとともに、ロープ等を張って立入を禁止する。
- v) 給水、電気などのライフラインや貯蔵庫等の設備に支障がないかを点検する。
- vi) ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な補修、清掃等を実施する。
- vii) エレベーターを使わない。
- viii) 地震の後は、ガラス破片などが周囲に散乱しているため、施設内であっても、必ず靴を履いて行動する。

⑤ 医療機器利用者への電源確保

2 利用者・従業員の安否確認等

利用者の安否確認をしながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、などの確認を行う。

3 情報の収集・安全確認

(1) 地震被害についての情報の収集

地震発生後、ラジオ・テレビ、インターネット、市町村災害対策本部、警察、消防等の報道発表等から正確な情報を入手し、被害の全体像を速やかに把握したうえで、当該施設の安全性を判断する。

(2) 利用者等への情報提供

- ①余震等による施設倒壊の心配がなければ、館内放送などで冷静な対応を指示する。
- ②利用者に現在の災害状況を定期的に伝えて、不安や動揺を与えないようにする。

4 避難

建物内にとどまることが安全かどうか判断し、本格的な避難を開始する。余震が起きても、慌てずに正しい情報に従い行動する。

(1) 避難の決定

施設の被害の状況、近隣の被害の状況等を勘案し、総合的に判断して、避難の要否及び避難先（施設内・施設外）について決定する。

(2) 避難の実施

避難の実施にあたり、人員が不足する場合には、市町村や近隣の消防団、関係機関その他の協力者に協力を依頼して、避難誘導等を行う。

施設敷地外に徒歩で避難する場合は、利用者が逃げ遅れたり、はぐれたりする者がいないように、ロープなどを使う。

① 施設内で避難できる場合

利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に活用して、従業員が協力して利用者の安全確保にあたる。

② 施設外に避難する場合

i) 避難経路・場所の決定等

あらかじめ定めておいた避難経路・避難場所のうち災害の状況に応じて、具体的な避難経路・避難場所を決定する。

避難誘導に際しては、避難場所の位置、経路、避難方法、誘導従業員等を具体的に示して実施する。

ii) 避難実施にあたっての留意事項

ア) 避難にあたっては、必ず靴を履く。

イ) 移動には、頭部の保護のため、座布団等を用い、転倒した場合に備えて手を保護するため軍手等を着用する。

ウ) 傾いた建物・ブロック塀・自動販売機など倒壊等のおそれのあるものには近寄らない。

エ) いったん避難したら施設の安全性が確認できるまで再び中に戻らない。

5 避難所等への避難後

(1) 利用者等の確認

避難場所に着いたら、直ちに、点呼により、利用者等の安否及び状況等を確認する。

避難中にはぐれたりした者がいないかなどを確認する。

避難所では、被災地区から多くの住民が集まっており、施設からの避難者であることが分かるようにゼッケン等を着用するなどして混乱を防止する。

(2) 負傷者の手当・病院への搬送

避難者の状況確認をしながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。

(3) 健康管理

被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活などで利用者は体調を崩しがちであるため、こまめに健康チェックを行う。

(4) 家族等への連絡・引継ぎ

被害予想に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

第5 風水害時の行動手順

福岡市独自基準

1 風水害のおそれがある場合

- (1) 看板、鉢植え、物干し竿等、転倒すると危険な物は予め倒す、撤去する。
- (2) 出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する。
- (3) 浸水の恐れがある建物では、必要に応じて、食糧、衣類、寝具等の生活用品を上階へ移動するほか、土嚢、止水板などを設置する。
- (4) 適宜、樹木の伐採、剪定を行う。
- (5) テレビ、ラジオ、インターネット等により、気象庁等が発表する大雨情報や台風情報を収集する。
- (6) 基準に従い、従業員の参集を行う。
- (7) 火元の点検、電熱器具を切る、ガスの閉栓、火気使用の制限等
- (8) 必要な医薬品、衛生用品等の備蓄材料を確認

2 避難誘導

(1) 避難指示

避難に関する判断基準や市町村の発令する避難準備情報や避難勧告等を踏まえ、避難決定をした場合は、利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導を行う。

(2) 方法

- ① 従業員が各室を回り口頭で避難誘導等を行う。
- ② 施設内にいた利用者及び従業員がいることを確認したうえで、災害の状況に応じ避難訓練であらかじめ想定していた避難場所に避難させる。
- ③ 浸水状況下での避難のみならず、状況に応じ上階への避難等、垂直避難を考慮する。

(3) 利用者の確認

安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字をふまえて、正しくはっきりと知らせる。特に逃げ遅れた者がいないか確認する。

3 被害状況の確認

避難者の状況を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。

ケガ等に対して応急的な措置を施しつつ、病院での診察・診療等が必要と思われる者については病院への搬送を行う。

4 避難所等への避難後

(1) 利用者等の確認

避難場所に着いたら、直ちに、点呼により、利用者等の安否及び状況等を確認する。避難中にはぐれたりした者がいないかなどを確認する。

避難所では、被災地区から多くの住民が集まっており、施設からの避難者であることが分かるようにゼッケン等を着用するなどして混乱を防止する。

(2) 負傷者の手当・病院への搬送

避難者の状況確認をしながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。

(3) 健康管理

被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活などで利用者は体調を崩しがちであるため、こまめに健康チェックを行う。

(4) 家族等への連絡・引継ぎ

被害予想に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

役割分担表

			更新日	確認者
担当	業務内容	担当者	役職	氏名
総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の判断等防災対策に係る指揮 ・全体の総括管理 ・対外対応 	正担当	管理者	〇〇 〇〇〇
		副担当	サービス提供責任者	〇〇 〇〇〇
情報収集・連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報収集 ・職員への連絡, 職員, 家族の安否確認 ・関係機関との連絡調整 ・避難状況の集約 ・集約した情報を総括責任者へ伝達 	班長		
		班長代理		
		班員		
		班員		
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出 ・負傷者への応急処置 ・負傷者への病院移送 ・負傷者の状況に関し, 総括責任者へ伝達 	班長		
		班長代理		
		班員		
		班員		
安全対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・火の元の確認, 初期消火 ・利用者の安全確認 ・施設, 設備の被害状況の確認 ・利用者の避難誘導 ・利用者の家族への引き渡し ・施設, 設備の被害状況, 利用者の家族への引き渡しに関し, 総括責任者へ伝達 	班長		
		班長代理		
		班員		
		班員		
物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧, 飲料水等備蓄物資の管理, 払い出し ・備蓄物資の補給 ・備蓄物資の状況について総括責任者へ伝達 	班長		
		班長代理		
		班員		
		班員		
		班長		
		班長代理		
		班員		
		班員		

- ・年に1度以上は名簿の更新を行うこと。
- ・総括責任者や班長の代理を定めておくこと。
- ・事業所の状況に応じ, 適宜班を編成すること。
- ・各班の班長は, 班内の状況について随時総括責任者へ報告すること。
- ・総括責任者は, 各般の状況を把握し, 災害対応に関する指揮をとること。また, マスコミや行政等の対応を行うこと。

ポイント

従業者への周知徹底が必要です。

防災連絡体制一覧表

						更新日
役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	メールアドレス	通勤手段
管理者	〇〇 〇〇〇	福岡市〇〇区〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇@〇〇〇〇	自家用車
サービス提供責任者						
看護職員						
生活支援員						
生活支援員						

緊急連絡網

別紙3

更新日	確認者



ポイント

災害時は携帯電話のほか、電子メールの活用や、NTTの災害用伝言ダイヤルの活用が有効です。

備蓄品・持出品リスト

備蓄品・持出品リスト										在庫確認日	確認者名
大区分	区分	品目	数量	保管場所	消費期限	大区分	区分	品目	数量	保管場所	消費期限
持出品（避難所等へ避難する場合に持ち出すもの）	食糧	乾パン				備蓄品（災害復旧まで施設内で生活するためのもの）	食糧	レトルト食品			
		缶詰						保存用ご飯			
		飲料水						飲料水			
	医薬品	救急医療品					カップめん				
		常備薬					チョコレート				
	衛生品	紙おむつ					あめ				
		マスク					調味料				
		ガーゼ					スープ				
		ティッシュ					解熱薬				
	消耗品	ろうそく					胃腸薬				
		ビニール袋					鎮痛剤				
		ライター・マッチ					傷薬				
		タオル					簡易トイレ				
	その他	携帯ラジオ					石鹸				
		懐中電灯					ドライシャンプー				
		携帯電話の非常用電源					燃料（ガスボンベ等）				
		ナイフ・缶切					割りばし				
							紙コップ				
							紙皿				
							ラップ				
					アルミホイル						
					使い捨てカイロ						
					新聞紙						
					ゴミ袋						
					乾電池						
					ウエットティッシュ						
					卓上コンロ						
					毛布						
					寝袋						

ポイント

記載している内容は例ですので、利用者と事業所の状況に応じ検討してください。
食糧等については、普段買うものを多めに購入した上で消費し、消費したものと同じ量だけまた購入して一定量を保つ等の方法で、無理なく備蓄しておいてください。

4 行動手順の掲示について

1 掲示方法について

福岡市の障がい福祉サービスの指定基準等を定める条例では、事業所の防災計画に定めている災害毎の行動手順について、事業所の見やすい場所に掲示する必要があります。併せて、避難経路図や防災マップ等も、必要に応じ掲示を行ってください。

2 行動手順の掲示例（モデル防災計画）

下記のような行動手順（概要）を作成し、利用者及び従業員が見やすい場所に掲示することが望ましいです。

震災時の行動手順（概要）

1 発生時の対応

(1) 揺れを感じたら（まずは自分の身を守る）

地震発生から揺れがおさまるまでは、自分の身を守ることを優先する。（机やテーブルの下に隠れる。

(2) 揺れがおさまったら（安全確保等）

大きな揺れがおさまったら、従業員は、利用者が安全な場所へ避難できるように、必要な出口や通路の安全性の確保や、出火防止のための措置、医療機器を利用している利用者へは電源の確保等を速やかに行う。

- ア 避難経路等の確保
- イ 出火防止のための措置
- ウ ガス漏れ対策
- エ 施設内の安全確保等
- オ 医療機器利用者への電源確保

2 利用者・従業員の安否確認等

利用者の安否確認をしながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、などの確認を行う。

3 情報の収集・安全確認

- (1) 地震被害についての情報の収集
- (2) 利用者等への情報提供

4 避難

(1) 避難の決定

施設の被害の状況、近隣の被害の状況等を勘案し、総合的に判断して、避難の要否及び避難先（施設内・施設外）について決定する。

(2) 避難の実施

【参考】

障がい福祉サービス事業所等における非常災害対策

基準（非常災害対策） 指定障害福祉サービス基準第70条 指定障害者支援施設基準第44条 障害福祉サービス基準8条 地域活動支援センター基準第4条 福祉ホーム基準第5条 障害者施設基準第7条	消防法 第111条 施行令	消防法				障害者自立支援法					
		消火設備及びその他の非常災害に際して必要な主な設備				非常災害に関する具体的計画					
		スプリンクラー	自動火災報知設備	消防機関への通報装置	消火器	防火管理者	消防計画	風水害、地震等の災害に対処するための計画		関係機関への通報及び連携体制の整備	
								安全確保のための行動手順（新規）	利用者及び従業者への周知方法（新規）		
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	(15)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
療養介護	(6)イ	延床面積3,000㎡以上	延床面積300㎡以上	延床面積500㎡以上	延床面積150㎡以上	勤務・居住する者が30人以上	勤務・居住する者が30人以上	○	○	○	
生活介護	(6)ハ	延床面積6,000㎡以上※（1,000㎡以上）	延床面積300㎡以上	延床面積500㎡以上	延床面積150㎡以上	勤務・居住する者が30人以上	勤務・居住する者が30人以上	○	○	○	
短期入所	(6)ロ	延床面積275㎡以上	全事業所	全事業所	全事業所	勤務・居住する者が10人以上	勤務・居住する者が10人以上	○	○	○	
	(6)ハ	延床面積6,000㎡以上※（1,000㎡以上）	延床面積300㎡以上	延床面積500㎡以上	延床面積150㎡以上	勤務・居住する者が30人以上	勤務・居住する者が30人以上	○	○	○	
重度障害者等包括支援	(15)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
共同生活介護	(6)ロ	延床面積275㎡以上	全事業所	全事業所	全事業所	勤務・居住する者が10人以上	勤務・居住する者が10人以上	○	○	○	
	(6)ハ	延床面積6,000㎡以上※（1,000㎡以上）	延床面積300㎡以上	延床面積500㎡以上	延床面積150㎡以上	勤務・居住する者が30人以上	勤務・居住する者が30人以上	○	○	○	
共同生活援助	(6)ハ	延床面積6,000㎡以上※（1,000㎡以上）	延床面積300㎡以上	延床面積500㎡以上	延床面積150㎡以上	勤務・居住する者が30人以上	勤務・居住する者が30人以上	○	○	○	
障害者支援施設（入所支援）	(6)ロ	延床面積275㎡以上	全事業所	全事業所	全事業所	勤務・居住する者が10人以上	勤務・居住する者が10人以上	○	○	○	
	(6)ハ	延床面積6,000㎡以上※（1,000㎡以上）	延床面積300㎡以上	延床面積500㎡以上	延床面積150㎡以上	勤務・居住する者が30人以上	勤務・居住する者が30人以上	○	○	○	
自立訓練（機能訓練）	(6)ハ	延床面積6,000㎡以上※（1,000㎡以上）	延床面積300㎡以上	延床面積500㎡以上	延床面積150㎡以上	勤務・居住する者が30人以上	勤務・居住する者が30人以上	○	○	○	
自立訓練（生活訓練）	(6)ハ	延床面積6,000㎡以上※（1,000㎡以上）	延床面積300㎡以上	延床面積500㎡以上	延床面積150㎡以上	勤務・居住する者が30人以上	勤務・居住する者が30人以上	○	○	○	
就労移行支援	(6)ハ	延床面積6,000㎡以上※（1,000㎡以上）	延床面積300㎡以上	延床面積500㎡以上	延床面積150㎡以上	勤務・居住する者が30人以上	勤務・居住する者が30人以上	○	○	○	
就労継続支援（A・B）	(6)ハ	延床面積6,000㎡以上※（1,000㎡以上）	延床面積300㎡以上	延床面積500㎡以上	延床面積150㎡以上	勤務・居住する者が30人以上	勤務・居住する者が30人以上	○	○	○	
一般相談支援	(15)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
特定相談支援	(15)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
地域活動支援センター	(6)ハ	延床面積6,000㎡以上※（1,000㎡以上）	延床面積300㎡以上	延床面積500㎡以上	延床面積150㎡以上	勤務・居住する者が30人以上	勤務・居住する者が30人以上	○	○	○	
福祉ホーム	(6)ハ	延床面積6,000㎡以上※（1,000㎡以上）	延床面積300㎡以上	延床面積500㎡以上	延床面積150㎡以上	勤務・居住する者が30人以上	勤務・居住する者が30人以上	○	○	○	

※スプリンクラーについて、消防法上の無窓階となる場合は、()内の面積となります。

福岡市の防災情報

○「福岡市防災メール」の登録案内

福岡市では防災に関する情報を、登録していただいた方の携帯電話やパソコンへ電子メールで提供する「防災メール」を配信しています。

【詳細は下記アドレス参照】

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/bousai/bousai/bousaimail.html>

○福岡市浸水ハザードマップ

浸水ハザードマップは、大雨時の浸水状況と避難行動に役立つ情報を、市民のみなさんに提供し、防災意識や避難の心構えをやしなっていたくために作成したものです。

いざという時のために、日頃から、浸水が想定される範囲、防災情報の入手方法・内容、避難の方法などを確認し、浸水への備えに役立てましょう。

【詳細は下記アドレス参照】

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/bousai/bousai/sinnsuihaza-domap.html>

○福岡市防災マップ

このマップは、市民のみなさんに、風水害や地震などの災害に関する情報を知っていただき、事前の備えに役立てていただくために作成しました。

災害に対する日頃からの備えや被害が想定される場所、避難時の心得などを記載しています。

いざという時のために、連絡先、事業所近くの避難所、どう行動するかなどを確認しておきましょう。

【詳細は下記アドレス参照】

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/bousai/bousai/bousaimap.html>

○揺れやすさマップ各区版パンフレット

警固断層帯南東部で地震が発生したら、平成17年の福岡県西方沖地震の時よりもはるかに多くの建物が倒壊し、多数の犠牲者が出ると予想されています。

建物倒壊による被害を防ぐためには、建物の耐震対策が有効な方法の1つです。

事業所のある地域が、もしもそのとき、どれぐらいの揺れが予想されているのか、この「揺れやすさマップ」で確かめてみましょう。

【詳細は下記アドレス参照】

http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/k-taisin/bousai/map_2.html

お問い合わせ先

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部

障がい者在宅支援課 電話番号:711-4248 fax 番号:711-4818

障がい者施設支援課 電話番号:711-4249 fax 番号:711-4818